

定期募集（今回募集する墓所）

募集期間 令和3年4月15日（木）～ 5月14日（金）（複数の申込がある場合は抽選します。）

(1) 鶴越墓園

募集区分	墓所形態	種別(※1)	募集数	面積(m ²)	当初使用料(円)	年間使用料(円)	墓域名
【A】	一般区画	新規貸付	41	2.25	540,000	3,900	ぢんちょうげ

(2) 舞子墓園

【B】	一般区画	再貸付	29	2.90 ～12.00	696,000 ～3,240,000	3,900～15,600	斎美、荘厳、 一般、芝生
-----	------	-----	----	----------------	-----------------------	--------------	-----------------

(3) 西神墓園

【C】	一般区画	再貸付	36	3.00 ～6.00	720,000 ～1,500,000	3,900～7,800	1、3、4、6～9、 12、13区
-----	------	-----	----	---------------	-----------------------	-------------	----------------------

※1 種別の説明 新規貸付：新規に造成した墓地

再貸付：使用されていた墓地で、墓石を撤去し更地にして神戸市へ返還された墓地

※ 募集区分【A】～【C】の募集墓所一覧及び位置図は11ページ～18ページに掲載しています。

※ 鶴越墓園等の再貸付墓地については、「常時募集」で募集します。詳細は、6ページを参照してください。

申込要件／申込できる方

- 令和3年4月15日現在までに6ヶ月以上（令和2年10月16日以前から）継続して、神戸市内に住所を有する方（住民登録をしている方）
- お墓を主としておまつりしていく方（祭祀を主宰する方）
- 使用許可を受けた日（令和3年9月1日）から3年以内（令和6年8月31日まで）に墓碑等を建立できる方
- 当初使用料を、納期限（令和3年7月20日）までに一括納入できる方

募集区分【A】、【B】を申込まれる方については、上記(1)～(4)の要件のほかに以下(5)の要件が必要です。

- 申込者の配偶者又は1親等の血族か姻族の火葬された遺骨があり、戸籍謄本等の公的書類により、その関係が証明できる方で次のア・イのいずれかに該当し、使用許可を受けた日（令和3年9月1日）から3年以内（令和6年8月31日まで）に納骨できる方（4ページの親等図参照）

ア. 遺骨を自宅に保管している方

（書類審査時に、火葬した斎場の火葬済証明印のある「死体埋・火葬許可証」の提出が必要です。）

イ. 他の墓地または納骨堂から改葬される方（書類審査時に「改葬許可証」の提出が必要です。）

※ 分骨（一人の遺骨を分ける）によるお申込はできません。

※ 焼骨でなければ、受け入れ（納骨）ができません。不明の場合、改葬時には必ず焼骨にして納骨してください。
手続き等詳細については斎場（火葬場）でご相談ください。

※ 「改葬許可申請書」、「火葬証明書」、斎場の火葬済証明印のない「死体埋・火葬許可証」によるお申込はできません。